

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業継承支援 等）市場の変化が厳しくなっている中、新しいアイデアや技術を取り入れ、企業の競争力を向上させイノベーションを促進させる。
従業員の持つ技術・ノウハウを継承させつつ事業を存続・成長させる。
- b. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
環境活動を通じて、なぜ「グリーン化が重要なのか」を理解し、地球温暖化・廃棄物問題や生物多様性の危機など、生産と消費の構造に根ざしており、その解決のためには、経済社会の在り方そのものを持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠であり、環境と経済の好循環を実現することに繋がる。
- c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
従業員の心身における健康状態を配慮し、職場環境や労働条件等の改善に努め、組織全体のパフォーマンス向上や業績向上に繋がると考えています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善を可能とするよう、十分に協議して決定します。その際「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切にコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

手形を使用していない場合は「下請代金は現金で支払います」

手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウを開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、「公正な取引と信頼に基づいたパートナーシップ」および「バリューチェーンにおける社会的責任の推進」が、取引先とともに維持、強化すべき重要な取り組みであると認識し積極的に取り組みます。

2024年11月6日

株式会社 セキ製作所

代表取締役 坂口 貞利